

船舶事故調査報告書

平成27年9月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成26年7月28日 09時00分ごろ～11時00分ごろの間）
発生場所	不明（千葉県鴨川市入道ヶ崎 ^{にゅうどうがきまき} 南方沖の操業場所～勝浦灯台から真方位085° 7.6海里付近の間）
事故調査の経過	平成26年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{かねき} 金木丸、4.9トン CB3-74465（漁船登録番号）、個人所有 11.60m (Lr) × 3.00m × 1.12m、FRP ディーゼル機関、421kW、平成8年2月18日 第232-26005号（船舶検査済票の番号）
	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 平成26年6月9日 （平成32年3月3日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁のため、平成26年7月28日04時00分少し前、千葉県勝浦市所在の漁業協同組合（以下「本件組合」という。）の組合員と仕掛けの話などをした後、04時00分ごろ入道ヶ崎南方沖の漁場へ向けて千葉県勝浦市 ^{とよはま} 豊浜港を出港した。 本件組合所属の遊漁船の船長は、09時00分ごろ、本船のいか釣り機のワイヤと仕掛けが絡んだことについて船長と身振りでも対話をを行った。 千葉県 ^{おんじゆく} 御宿町所在の漁業協同組合所属の遊漁船の船長は、11時00分ごろ、豊浜港東方沖で、漂流している本船を発見した。 本件組合所属の僚船の船長は、本船を発見した遊漁船の船長から無

	<p>線連絡を受けた後、11時30分ごろ、本船に移乗して船内を確認したところ、本船はいか釣り機が振り出された作業中の状態で、無人であったことを本件組合に連絡した。</p> <p>本件組合は、海上保安庁に通報するとともに、組合員等に救助を要請した。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて豊浜港に入港した。</p> <p>船長は、本件組合に所属する船舶及び巡視船等により捜索が行われたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、潮流 東流約4ノット、水温 約24.0℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、発見時、主機が運転状態で、主機のクラッチが中立位置にあったが、船体に他船との衝突痕は認められなかった。</p> <p>本船は、右舷側に4台のいか釣り機が設置されており、発見時、船首側から1番目のいか釣り機のワイヤと2番目のいか釣り機の仕掛けが絡まった状態で、3番目と4番目のいか釣り機の仕掛けは船内に揚げられており、魚倉の中にはいかがが約10kg入っていた。</p> <p>船長は、約40年以上漁業に従事していた。</p> <p>船長が所持していた携帯電話は、本事故後、船内で発見された。</p> <p>船長は、持病がなく、本事故当時の健康状態は良好のようであった。</p> <p>船長は、ふだんから救命胴衣を着用せず、本事故後、船内から救命胴衣が発見された。</p> <p>船長は、出港時、麦わら帽子、Tシャツ、ジャージの長ズボンに長靴を履いていた。</p> <p>船長は、身長約176.5cm、体重約70kgで、泳ぐことができた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、09時00分ごろ、入道ヶ埼南方沖において、船長が遊漁船の船長と身振り対話をしており、11時00分ごろ、豊浜港東方沖において、別の遊漁船の船長が漂流している本船を発見したことから、この間において、いか釣り漁の作業中、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、主機が運転状態で、搭載していたいか釣り機の漁具同士が絡まっていたことから、船長が、絡まった漁具を解こうとして落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることは</p>

	できなかった。
原因	本事故は、本船が、入道ヶ埼南方沖から豊浜港東方沖において、いか釣り漁の操業中、船長が、落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 ・防水型携帯電話を常に身につけ、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

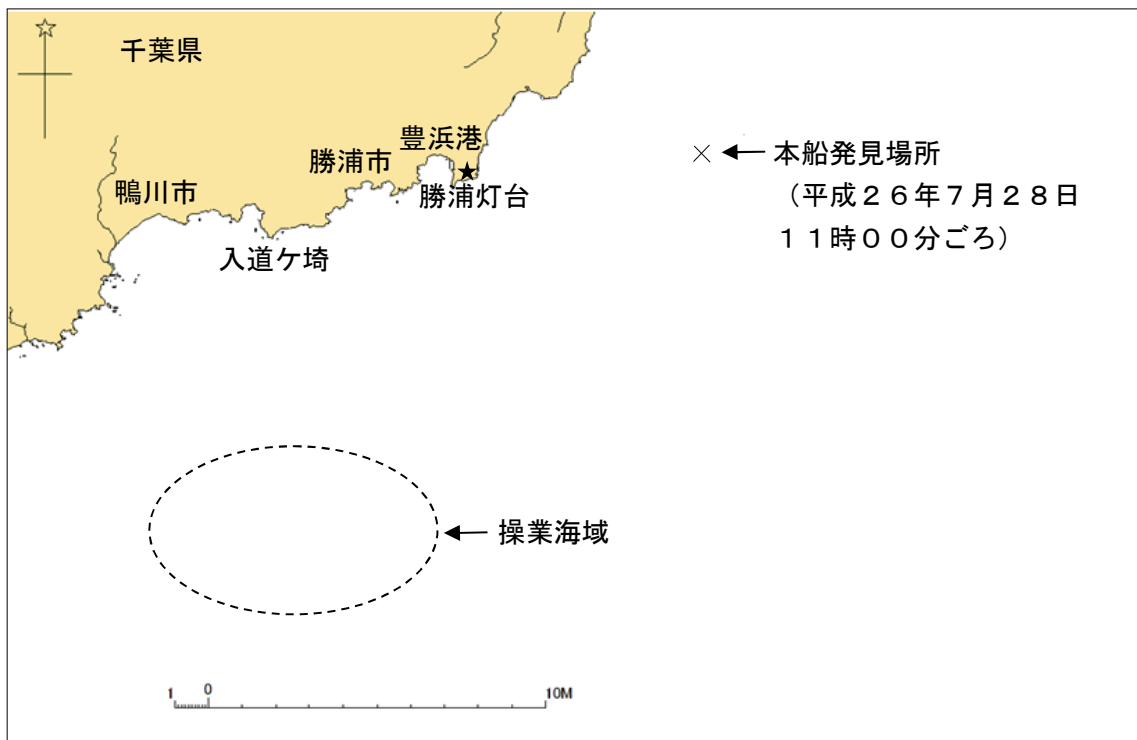


写真1 本船

